

◎議案第 26 号 教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 19、議案第 26 号 教育委員会教育長の服務に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 議 26-1 になります。議案第 26 号 教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について。

教育委員会教育長の服務に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

本文につきましては朗読を省略させていただきます、議 26-2、附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長については、この条例の規定は適用しない。

議案説明でございます。現行の教育委員長と教育長を統合し新たな責任者（新「教育長」）を置くことなどとする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 27 年 4 月から施行されることに伴い、同法第 11 条第 5 項の規定に基づき、常勤の特別職の身分となる新「教育長」の服務に関する事項を条例で定める必要があることから、本条例を制定するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育委員会教育長の服務に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間その他の勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間及びその他の勤務条件）

第 2 条 教育長の勤務時間及びその他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

（職務に専念する義務の免除）

第3条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合
(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長については、この条例の規定は適用しない。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

3番、斎藤征信議員。

○3番(斎藤征信君) 3番、斎藤です。1点だけお伺いいたします。現行の教育委員制度を改定して、教育長と教育委員長を一本化するということですが、これまでどういう不備があったから、そのようにするんだと説明会の時にも説明はありましたが、もう1回まとめてどういう不備で一本化して、どのようなメリットがあるのか、その辺をまとめて教えていただきたいと思います。

○議長(山本浩平君) 高尾教育課長。

○教育課長(高尾利弘君) 今回の制度改正については責任の明確化ということで、教育委員長と教育長という、そういう関係の中でどちらが教育行政の責任者なのかわかりにくいと言ったところがまず1点大きくあると思います。大きくは大津市のいじめ問題の対応だとか、そういう部分の中で出てきたものですから、そのときの判断が今の言ったようなことも含めて、責任がはっきりしない中でそういう判断が遅れたという事実を踏まえた中で最終的にそういう形になったということでございます。

○議長(山本浩平君) 3番、斎藤征信議員。

○3番(斎藤征信君) このように改定されるに当たって国から地方の教育委員会や行政側に、そういう検討事項また意見を聞くようなものがあったのかお伺いします。

○議長(山本浩平君) 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今の前段に課長のほうから先ほどの不備、今までのところの問題点含めて話がありました。要は今までも実際的には議会の同意を得て、教育委員として町長が首長が任命する。そういう時点において既に同意、任命の段階では、教育委員の任命ですけども、教育長がだれかというふうなところは、大方おさえながら決めていたかと思います。そういうような乖離があったと。その部分も含めて責任のとり方の所在のあり方がどうなのかという、それが大津のいじめ事件のときに大きく取り上げられたことを踏まえて、これから行政に当たる責任の所在を明らかにしなければならないということでの変更であります。そのことにつきましては、今回の新制度に向けましては、国のほうから、地方のそれぞれの教育委員会のほうにこの法についての、意見徴収などについてはないのと同じです。ただ説明の時には、いろいろと地方行政の教育長のほうから、このことについてどう変わるのか、問い合わせはそれぞれ時間的にはありましたが、特に法的な部分について意見を求められるというふうなことの段階は、全国の教育長協議会や北海道の市町村教育委員会教育長協議会については、それぞれ役員含めて私たちもそのところに先ほど言ったような疑問点も含めて意見や要望をあげております。

○議長（山本浩平君） ほか。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 26 号 教育委員会教育長の服務に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。